

令和5年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

総務部財政課

国が令和4年度予備費により実施を決定した「低所得子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」については、令和5年度当初予算に計上されておらず、早期実施が求められているため、以下の内容により、令和5年4月20日付で専決処分いたしました。

1 補正予算の規模

(単位：千円)

| 区 分 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------|------------|--------|------------|
| 一般会計補正予算（第1号） | 28,300,000 | 87,128 | 28,387,128 |

2 補正予算の内容等

低所得の子育て世帯は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している。このように食費等の物価高騰の影響を特に受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施する。

(単位：千円)

| 事 業 名 | 補正額 | 概 要 |
|--------------------|--------|---|
| 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 | 87,128 | <p>「ひとり親世帯及び住民税非課税世帯等に対する対象児童一人当たり5万円の現金給付事業」に係る予算について、当初予算に計上されていないため、専決を行う。</p> <p>対象児童：平成17年4月2日から令和6年2月29日までに出生した児童を養育する世帯（特別児童扶養手当受給者は20歳まで）</p> <p>対象児童数：1,650人 （ひとり親：950人） （その他：700人）</p> <p>給付金分：82,500千円 （ひとり親：47,500千円） （その他：35,000千円）</p> <p>事務費分：4,628千円 事業費計 87,128千円</p> |

3 補正予算の財源 国庫補助金 10 / 10